

米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）



第97期決算および分配金のお支払いについて

平素は「米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは2019年8月26日に第97期決算を迎え、分配を行いましたので、今後の運用方針等とあわせてご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

第97期決算（2019年8月26日）の分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、10円（1万口当たり、税引前）とさせていただきました。

決算期	第1～94期	2019/6/24 第95期	2019/7/24 第96期	2019/8/26 第97期	設定来累計 (8月26日まで)
分配金 (対前期末基準価額比率)	11,720円 (117.2%)	20円 (0.2%)	20円 (0.2%)	10円 (0.1%)	11,770円 (117.7%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	172.9%	2.6%	2.2%	-5.2%	171.1%

（注1）「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～94期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

（注2）「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～94期と設定来累計の欄は、設定日から各期末までの騰落率です。それ以外の欄は、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額の推移



（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

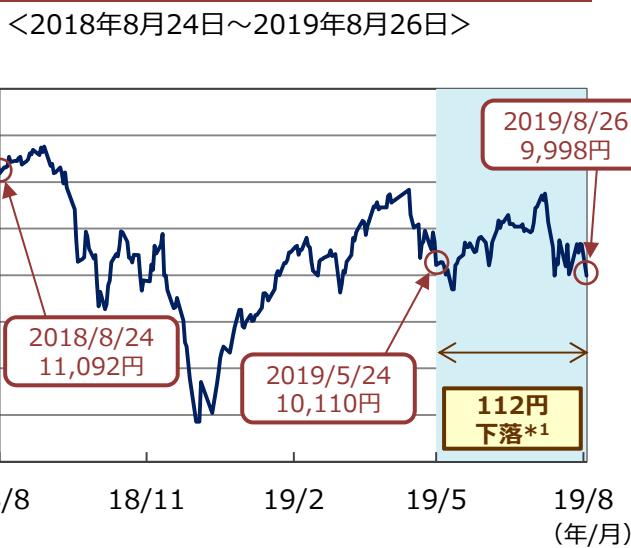
※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

分配金額決定の背景

当ファンドは3ヵ月毎に分配金額を見直します（見直し月は2、5、8、11月）。各計算期間中の基準価額の変動にかかわらず、見直し月の決算日の基準価額により決定し、分配金額は次回の見直し月の前月まで同額とすることを目指します。分配金額の水準は、見直し月の決算日の基準価額が10,000円（当初元本額）を超えた場合には超過額を勘案して、超過額が少額の場合や基準価額が10,000円を下回った場合には少額に決定します。また、分配金のお支払いに必要な資金を決算前に確保する必要があるため、分配金額の上限額は決算日の6営業日前に決定します。

G20サミット開催中の米中首脳会談において貿易協議再開に合意したことや、米国主要企業の4～6月期決算が概ね好調な内容となったこと、米連邦準備制度理事会（FRB）が政策金利引き下げを行ったことなどから、米国株式市場は堅調に推移しました。しかし、8月に入りトランプ米大統領が対中追加関税第4弾の意向を示したことなどから、金融市場は調整色を強めました。このような市況動向の中、当ファンドの基準価額は下落し、2019年8月26日には10,008円（分配前）となりました。基準価額水準、市況動向等を勘案し、今期（第97期）の分配金額を10円いたしました。

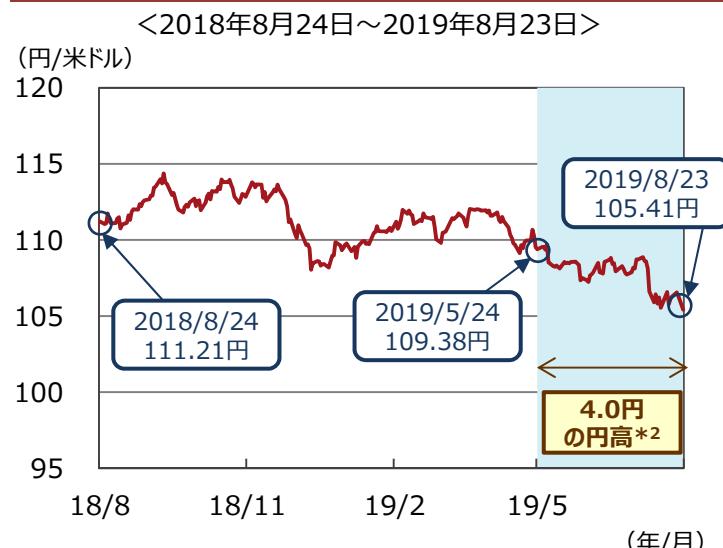
基準価額の推移



(注) 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

為替の推移



*¹: 2019年5月24日～2019年8月26日

*²: 2019年5月24日～2019年8月23日

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7ページをご覧ください。

市場見通しおよび今後の運用方針

以下、外国投資信託の運用を行うニューバーガー・バーマン・グループからのコメント等を基に、今後の運用方針等についてご報告申し上げます。

米中貿易問題が長期化の様相を呈しているものの、米国小型企業は売上の大半が米国国内であり、貿易問題の直接的影響を受けにくいことから、株式市場において相対的に選好されやすい状況が継続すると考えています。

一方、グローバル経済は減速する可能性が高まっているとみられ、また、米中貿易問題や英国のEU離脱等の政治的なリスクについて不透明感が残っています。

短期的には株式市場の変動性が高まる可能性があることから、当ファンドの注目するクオリティの高い企業が相対的に強みを発揮しやすい局面であると考えられます。当ファンドでは、引き続きニッチな市場で競争優位性が高く、クオリティが高い小型企業に投資する方針を維持します。

※ 上記の市場見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

1. 米国の小型株を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
 - 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
 - 主に、取得時に時価総額が30億米ドル以下の株式等に投資します。米国の取引所に上場している米国以外の企業が発行する株式等や、米国で事業を展開し米国以外の取引所に上場している企業の株式等に投資することができます。ただし、取得時に時価総額が30億米ドル以上の株式に投資することがあります。
 - 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
2. 高い参入障壁を有し、持続的な成長が期待できるハイクオリティ企業を徹底的なボトム・アップ・リサーチによって選択し、運用を行います。

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、米国小型株運用に強みを持つ「ニューバーガー・バーマン・グループ」が運用を行います。
3. 資産運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、「毎月決算型」と「資産成長型」をご用意しました。
 - 「毎月決算型」は毎月（原則24日）、「資産成長型」は年1回（原則7月24日）決算を行います。（休業日の場合は翌営業日）
 - 販売会社によっては、「毎月決算型」および「資産成長型」の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ 各ファンドの略称として、以下のようにいっています。

米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型） ⇒ （毎月決算型）
 米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型） ⇒ （資産成長型）

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の株式を投資対象としており、その価格は、保有する株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、いわゆる小型株に着目して投資するファンドであり、株式市場全体の値動きと比較して、相対的に値動きが大きくなることがあります。また、小型株の値動きが株式市場全体の値動きと異なる場合、ファンドの基準価額の値動きは、株式市場全体の値動きと異なることがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

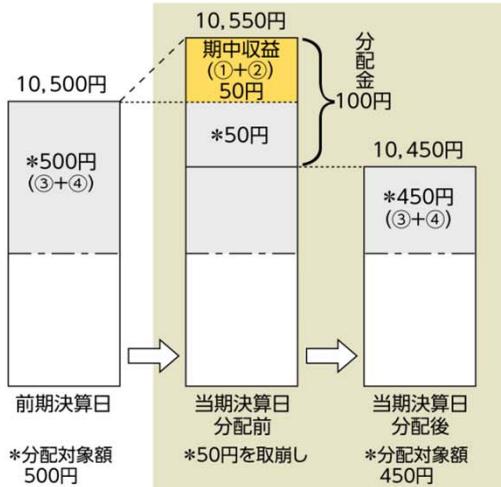
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



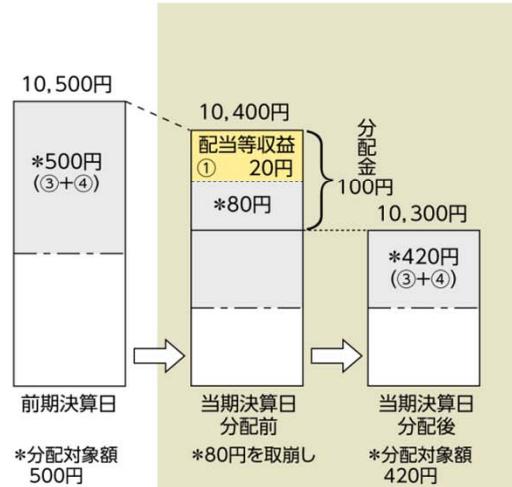
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



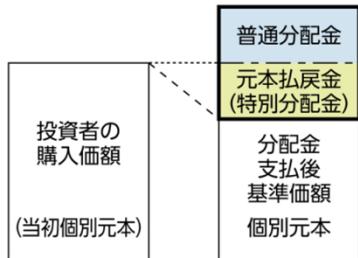
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

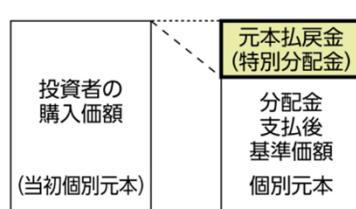
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合〕



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2011年7月29日から2021年7月26日まで

決算日

<毎月決算型> 毎月24日（休業日の場合は翌営業日）

<資産成長型> 每年7月24日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

ロンドン、ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

スイッチング

販売会社によっては、（毎月決算型）および（資産成長型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に3.78%*（税抜き3.50%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 消費税率が10%となった場合は3.85%となります。

○ 信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年1.1772%*¹（税抜き1.09%）の率を乗じた額です。

※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、年2.0272%*²（税抜き1.94%）程度となります。

* 1 消費税率が10%となった場合は年1.199%となります。

* 2 消費税率が10%となった場合は年2.049%となります。

○ その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ : <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル : 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本 証券 業 協 会	一般 社 團 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 會	日本 一 般 社 團 法 人 顧 問 業 協 會	金融 先 物 社 取 引 法 人 協 會	一般 社 團 法 人 投 資 信 託 協 會	備考
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		※1
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		※2
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		

備考欄について

※1：「米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）」のみのお取扱いとなります。※2：「米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）」のみのお取扱いとなります。

ベンチマークまたは参考指標に関する注意事項

- ラッセル2000インデックスは、Russell Investmentsが公表する指数であり、その指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は Russell Investmentsに帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に於て述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2019年8月26日



三井住友DSアセットマネジメント